

仕様書

広島市立リハビリテーション病院等（広島市立リハビリテーション病院及び広島市立自立訓練施設）で使用する窓用カーテン及び間仕切カーテン（以下「カーテン」という。）について、次のとおり定める。

1 設置場所及び種類等

設置場所・種類・数量等は、別表1、別表2及び別図のとおりとする。ただし、数値は大要を示すものであり、受注者は、契約期間が始まるまでに現場実測した上で発注者と協議し、詳細を決定するものとする。

2 材質等

カーテン・カーテンフック等については次のとおりとする。

また、予備カーテンについても同様とし、所定のクリーニングを終えたものとする。

(1) カーテン本体

- ア 素材はポリエステル100%であること。
- イ 消防庁認定の難燃繊維であり、消防庁登録者番号の記載がある防炎ラベルが貼り付けてあるものを使用すること。
- ウ 30回以上の洗濯に耐えられ、洗濯堅ろう度及び耐光堅ろう度は、カーテンの種類により別表2のとおりであること。
- エ 熱湯（80°C以上）消毒を行って、収縮度が巾、丈共に1.0%以下であること（遮光カーテン、シャワーカーテン及びレースカーテンを除く。）。
- オ ベッド廻り及び診察室等の間仕切カーテンは制菌加工とし、上部メッシュ600mm及び上部ネット部のスプリングラー散水透過率は65%以上とする。
- カ カーテン上部には、ポリエステル芯地を使用すること。
- キ カーテンフック取り付け個所は芯地を二重にすること。

(2) カーテンフック

- ア 素材はステンレス製とすること。
- イ カーテン本体に縫い付け、または、これに準ずる方法で取り付けるものとし、容易に脱落しないよう必要な処置を講じること。
- ウ 洗濯時に絡まることのないよう工夫すること。

(3) タッセル

- ア 窓用カーテンには、カーテンと同一素材のタッセルを付属すること（シャワーカーテンを除く。）。
- イ 間仕切カーテンには、カーテンと同一素材のタッセルを縫い付ける又はクリップ式のタッセルを取り付けること（シャワーカーテンを除く。）。

(4) その他

- ア 洗濯により著しく商品価値が低下しないものであること。
- イ 防炎ラベルは、カーテン1枚ごとに見えやすい場所に縫い付けること。
- ウ カーテン1枚ごとにカーテンサイズを記入したラベルを縫い付けること。
- エ 遮光カーテンは遮光1級とすること。
- オ シャワーカーテンは撥水性能を有すること。
- カ ヒダの有無等については別表1のとおりとする。変更がある場合は発注者及び受注者で協議の上決定すること。

3 メンテナンスの方法等

(1) メンテナンスの方法

ア 作業行程表の作成

メンテナンスの実施に当たっては、発注者と協議の上、各棟・各階ごとに作業行程を作成するとともに、これを提出して承諾を得るものとする。

イ カーテンの取り外し、予備カーテンの取り付け

カーテンの交換は、病室・居室内での作業であることを考慮し、あらかじめ予備カーテンを十分に用意し迅速かつ短時間にて行うこと。

ウ カーテンの洗濯・点検補修・仕上げ

洗濯の工程は、洗い・濯ぎ・脱水・プレス仕上げを基本とし、制菌加工を施すこと。

洗濯時には、必ず定期点検（カーテンフック、カーテン本体のはつれ・破れ）を行い、必要に応じて補修を行うこと。

洗濯仕上げ時にも、再度、カーテンの点検を行うものとし、補修箇所があったときには速やかに補修すること。

エ 予備カーテンの取り外し、クリーニング済みカーテンの取り付け

予備カーテンの設置期間が短期間となるよう留意すること。

オ カーテンレールの点検補修

メンテナンス時には必ず定期点検を行い、必要に応じて補修を行うこと。

大掛かりな補修等が生じた場合には、発注者と協議して作業にあたること。

カ メンテナンスの完了

メンテナンスが完了したときは、完了届を提出するとともに、発注者の検査を受けるものとする。

なお、完了届には補修箇所も明記するものとする。

(2) メンテナンスの種類

ア メンテナンスの種類は、定期及び臨時とする。

イ 定期メンテナンスは、窓用カーテンについては約12か月毎とし、5年間で4回実施すること。

間仕切カーテンは約6か月毎とし、5年間で9回実施すること。なお、実施時期については、発注者及び受注者協議の上で決定すること。

イ 臨時メンテナンスは、破損や血液・薬品・便・尿等で汚染されたときなど、発注者がメンテナンスを必要と認めた場合に、随時行うものとする。

(3) カーテン管理台帳の整備

メンテナンスの円滑な作業に資するため、カーテンごとの規格や設置場所等を明記した管理台帳を作成するものとする。

4 留意事項

(1) 従業員は、受注者名入りの統一した衣服を着用するものとする。

(2) 従業員には、次の事項を遵守させるものとする。

ア 品位を保ち、仮にも入院患者に対し不快感を与えるような言動をしないこと。

イ 節度をもち迅速かつ的確に作業すること。

ウ 休憩は、指定した場所で行い、特に作業の途中で休憩するときは、機具資材を1箇所に整頓してから行うこと。

5 その他

(1) カーテンの色の選定は、発注者と受注者が協議の上決定すること。

- (2) 納入前に、カーテンが仕様を満たしていることを証明する書類及びサンプルを発注者に提出し、発注者の承認を受けること。
- (3) 受注者は契約締結後にカーテン等設置場所の確認及び現場実測を行い、履行開始日に遅滞なく設置しなければならない。
- (4) 受注者はカーテン等の設置及び更新にあたり、従前の受注者及び発注者と連携を図り、病院業務に支障が生じないよう対応すること。
- (5) カーテン等の破損等に伴い、発注者から受注者に連絡があった場合、受注者はカーテンや付属部品等の交換等の対応を迅速に行うこと。
- (6) カーテンの品質、色柄等に変更がある場合は、受注者は製品仕様を示す資料及び見本品等を発注者に提出し、発注者の了承を得ること。
- (7) 受注者はこの契約が満了したとき又は解除されたときには、カーテン等の撤去・更新作業について、新規の受注者及び発注者に対し良心的に協力するものとする。
- (8) この仕様書に疑義のあるとき、又は定めのない事項については、発注者及び受注者協議して定めるものとする。